

今年の国保税（支援分・介護分）課税限度額が変わります

平成26年度の

国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者（被保険者）の皆さんが病気やけがをした時の医療費などに使われる大切な財源です。

津別町の平成25年度一人当たり医療給付費は約30万1千円で、平成24年度と比較すると1・4%増加しました。原因は、高額な医療が必要な方が前年より増加したことで、主な病名としてはがん、脳疾患、心臓疾患となつていきます。

近年の医療費の増加傾向にある中にも国保の健全な運営を図っていかねければなりません。このため、地方税法の改正を受けて、平成26年度からの国保税【支援分】の課税限度額を16万円（昨年度14万円）、【介護分】を14万円（昨年度12万円）に改正しましたので皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成26年度の保険税の納付書につきましては、6月中旬に発送予定ですのでよろしくお願ひします。

平成26年度国民健康保険税の税率一覧表

	所得割額	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
	前年所得課税総所得金額	加入者固定資産税【土地建物】	加入者1人につき	加入世帯1世帯につき	1世帯当たりの年間最高納付額
医療保険分	6.8% (変更なし)	30.0% (変更なし)	24,700円 (変更なし)	24,700円 (変更なし)	510,000円 (変更なし)
後期高齢者支援分	1.55% (変更なし)	8.2% (変更なし)	6,800円 (変更なし)	6,400円 (変更なし)	140,000円 160,000円
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400円 (変更なし)	5,600円 (変更なし)	120,000円 140,000円

Q今回改正された課税限度額とはなんですか？
A国保税は均等割、平等割、所得割資産割で世帯ごとに算出され、算出額が課税限度額を超えた場合は課税限度額が国保税額となります。

Qどうして課税限度額を改正するのですか？
A所得の多い世帯には課税限度額以上の国保税は課税されませんので相対的に中低所得者の負担が多くなります。そこで改正することにより所得階層別の負担をできるだけ公平になるようにします。

Q課税限度額を改正しないとどうなりますか？
A国保事業の財源は、国と道の補助金と国保税等で賄われており、改正しない場合の不足分は国保税で賄うこととなるので国保税率の改正が必要となります。

Q今年の国保税の税率は変わりますか？
A今回の課税限度額改正は国保税率には影響ありません。

国民健康保険税の軽減方法が改正されました
前年所得が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割に軽減されます。なお、平成26年度から5割と2割の軽減枠が広がりました。

加入者の方で、前年の所得の申告をされていない場合は、軽減の適用にはなりませんので必ず申告をしてください。

国民健康保険税【普通徴収】の納期日と納付回数が変わりました

- 平成25年度まで7回だった国民健康保険税の納付回数が、平成26年度から9回に変更され、納付しやすくなりました。
- 国民健康保険税の第7期納期が、12月1日から同月26日までに変更されました。
- 国民健康保険税の各納期ごとの分割金額に1000円未満の端数がある場合は、最初の納期に含めていましたが、平成26年度から100円未満の端数分を最初の納期に含めることに変更されました。

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料率の見直しについて～

後期高齢者保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく平成26年度～平成27年度の保険料は、次のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成24・25年度 年額 47,709円	→	平成26・27年度 (年額) 51,472円(3,763円増額)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成24・25年度 10.61%	→	平成26・27年度 10.52%(0.09%減額)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成24・25年度 55万円	→	平成26・27年度 57万円(2万円増額)

保険料の計算方法(平成26年度) 保険料額は、「均等割額」と「所得割額」の合計で計算します。

$$\text{均等割 } 51,472\text{円} + \text{所得割 } (\text{平成25年中の所得} - 33\text{万円}) \times 10.52\% = \text{1年間の保険料 } (\text{100円未満切り捨て})$$

平成26年度より均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) 単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

後期高齢者保険料の軽減について

均等割の軽減		平成26年度	前年度対比
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		
33万円かつ被保険者全員の所得が0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約600円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得割の軽減
被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減
この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601	役場 保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76-2151(内線229)
---------------------------------	--